

令和元年8月21日

特定非営利活動法人ひょうご消費者ネット
理事長 鈴木 尉久 殿

東京都港区赤坂九丁目7番1号

株式会社 bitFlyer
リーガル・コンプライアンス部



再申入書に対する回答

時下ますますのご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、当社が規定しております「ご利用規約」（以下、「利用規約」といいます。）につき、令和元年7月19日付貴信にてご指摘のありました点に関し、以下のとおり、ご回答申し上げます。

当社は、貴法人より、利用規約第14条第2項及び第3項について、消費者契約法第3条第1項第1号に規定する「透明性の原則」に反し、その結果、消費者契約法第10条に反するとのご指摘をいただいております。

また、一般社団法人日本仮想通貨交換業協会が定める「利用者の管理及び説明に関する規則・ガイドライン」（以下、「自主規制」といいます。）第21条第2項に定める「会員は、自らの責に帰すべき事由により利用者に与えた損害について、会員が一切その責任を負わないかのような誤認を生じさせる説明を行ってはならない」旨の規定に違反するとのご指摘をいただいております。

この点につき、当社による平成30年10月25日付「申入書に対する回答」の貴法人への送付以降、当社は利用規約を改定し、当社webサイト（<https://bitflyer.com/ja-jp/usepolicy>）にて公表しているとおり、「一切」の責任を負わない旨の規定はしておりません。

また、当社は、利用規約第14条第3項において「前項その他当社の損害賠償責任を免責する規定は、消費者契約法その他法令で認められる範囲でのみ効力を有する」と規定し、免責規定の制限を規定する法令名を掲示することで、参照すべき法令を明確にしており、さらに、なお書において「当社に故意または重過失がある場合を除き」賠償額の上限を設定している旨規定しており、当社に故意または重過失がある場合には、当社は上限なく責任を負い、当社に故意または重過失がない場合には、損害の事由が発生した時点から

遡って過去1ヶ月の利用料金の総額が上限となる旨規定することで、賠償責任の範囲を明確にしています。

以上から、貴法人よりご指摘いただきました利用規約第14条第2項及び第3項は、透明性の原則に反せず、また、利用者に当社が一切その責任を負わないかのような誤認を生じさせる説明を行っているとはいはず、当社としては、消費者契約法及び自主規制に違反するものではないと考えております。

しかしながら、貴法人からのご指摘も踏まえて、いかなる場合に当社が損害賠償責任を負うのかをより分かりやすくする観点から、下記のとおり利用規約第14条第2項及び第3項を追記・修正させて頂きます。なお、下記修正については、当社内で必要な社内手続を経たのちに、利用規約へ反映させて頂きます。

記

※修正箇所は下線部のとおり

現行の利用規約	改定後の利用規約
<p>第14条 (略)</p> <p>2 当社は、本サービスに関連して登録ユーザーが被った損害について、賠償の責任を負いません。</p> <p>3 前項その他当社の損害賠償責任を免責する規定は、消費者契約法その他法令で認められる範囲でのみ効力を有するものとします。なお、消費者契約法その他法令で当社の損害賠償責任の免責が認められない場合においても、当社に故意または重過失がある場合を除き、当社の賠償責任は、損害の事由が生じた時点から遡って過去1か月の期間に登録ユーザーから現実に受領した本サービスの手数料の総額を上限とします。</p>	<p>第14条 (略)</p> <p>2 当社は、本サービスに関連して登録ユーザーが被った損害について、<u>当社に故意もしくは重過失がある場合または登録ユーザーが消費者契約法上の消費者に該当する場合のいずれかの場合を除き</u>、賠償の責任を負いません。</p> <p>3 前項その他当社の損害賠償責任は、当社に故意または重過失がある場合を除き、損害の事由が生じた時点から遡って過去1ヶ月の期間に登録ユーザーから現実に受領した本サービスの手数料の総額を上限とします。</p>

以上